

## 第1回 桜井市立小中学校適正化実施計画策定検討委員会 会議録

### 1 日 時

令和7年5月27日（火）15:00～16:10

### 2 場 所

桜井市 本庁舎3階 災害対策本部室

### 3 出席者

委員20名、事務局7名

### 4 会議の成立

委員20名中、20名出席で、委員の過半数以上が出席しており、桜井市小中学校適正化実施計画策定検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立

### 5 協議事項

- (1) 桜井市小中学校適正実施計画策定検討委員会について
- (2) 桜井市小中学校適正化の基本方針、基本計画、実施計画の概要について
- (3) 桜井市の現状及び児童生徒数の将来推計について
- (4) 桜井東中学校区の災害時において想定される状況等について
- (5) 「桜井市立小中学校適正化実施計画（前期）」の改訂について

### 6 資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 桜井市小中学校適正実施計画策定検討委員会について（資料1）
- ・ 基本方針、基本計画、実施計画の概要（資料2）
- ・ 桜井市の現状及び児童生徒数の将来推計について（資料3）
- ・ 桜井東中学校区の自然災害において想定される状況等について（資料4）
- ・ 桜井市小中学校適正化実施計画（改訂版）の策定（桜井東中学校区）について（諮問）（資料5）
- ・ 桜井市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針[概要版]
- ・ 桜井市立小中学校の規模適正化に向けて（基本計画）[概要版]
- ・ 桜井市立小中学校適正化実施計画（前期）

## 7 議事内容

### 1 委員の委託・任命

### 2 委員紹介

### 3 教育長あいさつ

### 4 会長・副会長選出

会長に森本委員、副会長に仲田委員を選出。

### 5 諮問

### 6 議事

#### 協議内容

#### (1) 桜井市小中学校適正実施計画策定検討委員会について

委員：以前は桜井東中学校に新しい学校を設置するという内容で議論をしてきたと思うが、一旦白紙になるということか。

事務局：諮問事項は、桜井東中学校区において小中一貫教育を導入する学校の設置場所と、開校時期と開校までのスケジュールについて挙げている。当初の計画から人口推計の結果などを受けて見直しをしたいということで今回の諮問とさせていただいている。

#### (2) 桜井市小中学校適正化の基本方針、基本計画、実施計画の概要について

意見なし

#### (3) 桜井市の現状及び児童生徒数の将来推計について

意見なし

#### (4) 桜井東中学校区の災害時において想定される状況等について

会長：桜井東中学校区の各学校長が委員として出席してくださっているので、学校の状況について説明していただきたい。

委員：朝倉小学校の現在の児童数は151名で、すべて単学級である。平成元年3月の卒業生が98名で最大、令和7年3月の卒業生は17名で過去最少であった。また、今年度の入学者は17名で、今後も児童数が増えることは難しいと考えてい

る。令和 10 年に初瀬小学校が複式学級になるとのことだが、すでに朝倉小学校では 3 年生 2 名が初瀬小学校から校区外通学をしている。現在の校舎は築 43 年が経つが、丁寧に使われているため年数の割に傷みは少ない。本校は急傾斜地崩壊特別警戒区域に指定されており、大規模災害発生の可能性はある。裏山が校舎に迫っているため、想定外の事態を常に考慮している。避難指示については不十分であり、大雨の際には子供たちの安全について配慮している。本校の教育活動において地域から多大な支援をいただいております、子供たちはその中で成長している。今後も地域の支援をいただけるよう期待したい。

委員：初瀬小学校は 51 名の児童が通学している。赴任した年は入学生がおらず、入学式が開催されなかった。学年が 1 つないことは、学校運営に支障が生じる。教職員が少ないため、低学年・中学年・高学年に分けて活動をしているが、それが成り立たないこともある。しかし、初瀬小学校では小規模校ならではの教育が行われている。地域との関わりが深く、地域学習や校外学習などを取り入れた特色のある学校教育ができています。少人数であるため、グループ学習などを取り入れて 1 人も 1 人にしないという考えのもとに教育活動を行っている。今年度は奈良県国語研究会の対象にもなるため、それに向けての取組を行っている。校舎に関しては、築 28 年が経つが、実際よりも新しい感じがする。建設時に職員の希望が反映されており、学校生活を送りやすい工夫がされている。災害に関しては、何度か避難所開設の経験もあるが、最近は雨量が多いと感じることが多く、避難所で過ごされる方もおられる。

委員：令和 7 年 3 月の卒業生が 42 名、今年度の入学生が 26 名であり、全校生徒が 100 名を下回った。来年度はまた 100 名を超える見通しではあるが、生徒数は微減傾向である。両小学校が地域と密接に連携しているため、中学校でも同じように様々な教育活動をしている。合併後はそれぞれの特徴を活かしながらさらに発展させていきたい。校舎はきれいに使っているものの、築年数が経過しているため非常に古い。災害面では、学校のすぐ横に大和川が流れている。桜井東中学校のグラウンドは越水の際に水を逃がすプールの役割を担っているため、体育館は水没することが想定される。校舎の敷地は広いので義務教育校が設置されれば、余裕をもって教育活動が行える。

委員：令和5年の検討委員会では桜井東中学校のグラウンド部分に校舎を建設するということがあったが、それは難しいということか。

事務局：当初の計画は桜井東中学校の敷地を活用して統合校の校舎を建設するというものであった。しかし、最近では大雨に関する自然災害が多く発生しており、校舎が浸水被害に遭うという情報もある。水害の際に桜井東中学校は水を受け止める役割もあるため、それらも含めて再度検討が必要ではないかということで議題にあげている。

(5) 「桜井市立小中学校適正化実施計画（前期）」の改訂について

委員：前回、小中一貫校を設置するということが諮問を受けた。今回の諮問では義務教育学校を設置するということが、もう少し詳細な説明がほしい。

事務局：前は小中一貫教育を行う学校として答申をいただいている。小中一貫教育を行う学校には、小中一貫校と義務教育学校の2種類がある。前回の段階において、どちらにするかは提示できていなかった。それぞれにメリットがあるが、規模に合わせた地域に密着した学校の設置や教育課程を考えた上で、義務教育学校の設置を目指すことにした。

委員：前は義務教育学校設置の説明は受けておらず、前提が変わっている。今回は義務教育学校で諮問を受ける以上、それについてももう少し詳細な説明をしていただきたい。地域に根差した義務教育学校とはどのようなものか。

事務局：義務教育学校の概要については資料2に掲載している。大きな特徴として、1人の校長のもとで義務教育9年間の教育課程を行うということがある。ひとつの学校になるため柔軟な学年の区切りを設けることができる。それによって小学校から中学校に上がる際に不登校になる中1ギャップなどの解消が期待できる。小中一貫校の場合は小学校と中学校が共存するかたちであるため、1つの学校という意識は薄れる。桜井市は地域に根差した1つの学校の設置を目指しているため、今回は義務教育学校を提示している。

委員：前期課程6年、後期課程3年と書かれているが、前期課程の終わりに修学旅行に行くのか、柔軟な学年のどこかで行くのか。今は6-3制が一般的であり、小中一貫校として9年制で教育をするのならば、議論をする上ではもう少し丁寧な説明をいただきたい。

事務局：義務教育学校では前期課程と後期課程の中で、学校長の判

断で柔軟に学年の区切りを設置することができる。修学旅行などについては学校長の判断で今後の運用について決めていくことになる。

委員：学校の運営は学校長の判断だということだが、14歳の壁の問題などの扱いなどもすべての責任が学校長にあるのか。

事務局：学校を設置するのは桜井市であり、どのような学校にするか議論するのは教育委員会だが、運営をするのは学校長である。ただし、すべてが学校長の責任という訳ではなく、教育委員会がバックアップをしながら桜井市全体で運営していくことになる。どのような学校にするかは、次の段階において、地域にも入っていただいてご意見をいただきたいと考えている。

委員：桜井東中学校は浸水の危険性があるため、前回の諮問の際にはなるべく山側に校舎を建設するという話であった。そうした場合、児童生徒の逃げ場所がなく、現段階においても解決していない。委員の中には危機管理課の方がいない。桜井東中学校については災害に関する不安が残るため、教育委員会で考えていただきたい。

## 7 その他

次回の検討委員会は6月30日(月)15:00から開催予定。

以上